

住宅業界の建設リサイクルにおけるカーボンニュートラル及び循環経済に関する現状及び取組みについて

一般社団法人 住宅生産団体連合会

I. カーボンニュートラルについて

(1) 建設リサイクルにおける CO2 排出削減 等

建設リサイクルは各会員企業において推進しているが、それによる CO2 の具体的な排出削減量の把握は出来ていない。

以下は会員企業におけるリサイクル状況の一例である。

A 社：引渡し棟数 年間約 8 千棟

(1) 排出する主な産業廃棄物（令和4年度実績）

- ・がれき類（コンクリート塊）65,008t、木くず 23,837t、
- ・がれき類（コンクリート塊以外のレンガ等） 13,657t、
- ・ガラス・陶磁器くず（瓦、断熱材等） 5,738t

排出量は、新築施工現場、解体工事現場等の工事現場から排出される産業廃棄物量を集計している。新築住宅建設の現場では、産業廃棄物の現場分別ポスターを作成し11品目に分別し、解体工事現場では、建設リサイクル法に基づき建設産業廃棄物9品目（+石綿）に分別している。

解体工事現場からの排出が最も多い（全体の約90%）。

有価物として、廃プラスチック類（84t）、紙くず（2,338t）、金属くず（470t）を売却した。

主な産業廃棄物の処理・リサイクル方法とリサイクル率（令和4年度実績）

廃棄物の種類	処理・リサイクル方法
がれき類（コンクリート塊）	破砕し路盤材等に利用（95%） 埋立処分（5%）
木くず	破砕し燃料や製紙原料等に利用、熱回収（95%） 埋立処分（5%） 伐採材、伐根材はマニフェストで品目を分けて管理
がれき類（コンクリート塊以外のレンガ等）	破砕し路盤材等に利用（75%） 埋立処分（25%）
ガラス・陶磁器くず（瓦、断熱材等）	破砕しセメント原料や路盤材等に利用（40%） 埋立処分（60%）

II.循環経済について

(1) 廃プラスチックの現場分別、再資源化

住団連として、従来からリデュース・リサイクル、再生材の活用促進などを掲げており、また、構成団体、企業の中には目標を設定するなどして取り組みを進めている主体も少なからず存在する。また、2023年11月に策定した「低層住宅の廃棄物を中心とする環境法令ガイド」においては、その前文において海洋プラスチック問題等について明示的に掲げると共に、本文においても「プラスチック資源循環促進法」と取り上げるなど取り組みを進めている。

その上で、多種多様な9団体からなる住団連全体としても目標を一律に設定し、それを把握することは、目標管理の点からも困難である状況も鑑み、実態の把握や目標設定のあり方等について、2021年度に改訂した「住宅に係わる環境配慮ガイドライン」の改訂作業や、上掲「低層住宅の廃棄物を中心とする環境法令ガイド」での議論等をふまえ、検討を行うところである。

「低層住宅の廃棄物を中心とする環境法令ガイド」においては、社会全体としての脱プラスチックの流れとともに、これらに配慮した資材生産や設計・施工の推進を提起している。その中で企画設計段階から建設資材の原投入量の削減を図り、廃棄物の発生抑制を推進することを提言している。

(2) 再生資材の需給バランス、需要拡大策

【製品ライフサイクルを通じた取組み】

- ・住宅の長寿命化により、解体を伴う再建築率の低減を図り、廃棄物の発生抑制を推進。
- ・建設廃棄物の適正処理はもとより、企画設計段階から建設資材の原投入量の削減を図り、廃棄物の発生抑制を推進。
- ・工程管理の一層の充実を図り、建設資材の配送効率の向上と搬出入回数の減少を実現。
- ・上記を支えるため、2021年6月に公表した、資材生産から建設、解体、再生、処理・処分までの各段階にわたる環境配慮事項をとりまとめた「住宅に係わる環境配慮ガイドライン（第3版）」や2023年11月に公表した「低層住宅の廃棄物を中心とする環境法令ガイド」等を念頭に置いた、下記例の取組み等を行っている。

例：

- リサイクル、リユースに適した素材・材料開発
 - 資源回収技術の開発
 - 原材料使用量削減等の省資源化、代替品の開発
 - リサイクル品の用途開発
 - 中古住宅の流通促進
 - 環境性能向上のためのリフォームサービスの提供、等。
-
- ・廃石膏ボード、住宅用屋根設置型太陽光パネルのリサイクルについて環境委員会で適宜情報共有や議論を行っている（リサイクル工場視察：2022年度廃石膏ボード、2023年度太陽光パネル）。